

2009年度  
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

# 刑 法 問 題

開始の指示があるまで内容を見てはいけません

## 【 刑 法 問 題 】

甲は、Aの運転する車両に同乗していたところ、某日深夜午前2時頃、市街地路上付近において、B運転の自動二輪車がA車に追突したにもかかわらず、謝罪せずに逃げたため、Aと共謀のうえ、Bを追いかけて顔面殴打足蹴にするなどの暴行を加えBに謝罪させた。その後、Aは、甲のほかBを自車に乗せてすぐ近くのコンビニ駐車場まで行き、そこで衝突によりA車が損傷したとして修理代金数十万円の支払いを強要し、その支払いを約束させたが、そのとき知人の乙と電話で話し、乙方まで連れて行くこととした。一方、甲は、Aとともに修理代の支払いを要求し、支払いを約束させたが、Aが知り合いの乙方へBを連れて行くと言い出したため、無関係の乙を引き入れることに反対し、Aと別れて帰ることとし、コンビニ駐車場からA車に同乗し、そこから約1キロ離れた市内路上で降りてもらってAと別れた。

Aは、同所からさらに1キロほど走行して乙方に赴いた。乙は、甲とは面識がなく、先のAとの電話で、AがBに修理代金の支払いを強要していることを知り、Bを乙方まで連れて来させ、分け前欲しさからBに修理代金を要求したものの、Bの煮え切らない態度に立腹し、同日午前3時頃から4時頃までの間、Bに対し、平手等でその顔面を多数回殴打するなどの暴行を加えた。暴行を受けたBは、修理代金の支払いを約束し、その場でとりあえず所持金5万円をAに支払った。Bは、A車と衝突して転倒したときに足に激痛があったほか、甲および乙らから暴行を受けて顔が痛かったため、翌日病院で診察を受けたところ、左膝打撲のほか、加療7日間を要する顔面打撲の傷害を負っていると診断された。Bの傷害は、甲の暴行によるものか、乙によるものが特定できなかった。

この場合の甲の刑法上の責任について論じなさい。